

三大都市圏（首都圏・関西圏・中京圏）等メディアプロモーション業務について、企画提案書の提出を求め  
るので、次のとおり公示する。

令和8年3月18日

福井県知事 石田 嵩人

## 1 業務概要

### (1) 業務名

三大都市圏（首都圏・関西圏・中京圏）等メディアプロモーション業務

### (2) 業務目的

本県の観光・物産・文化・食などに加え、北陸新幹線（早期全線開業に関する事項を含む）、中部縦貫自動車道の県内全線開通など交流拡大にかかる情報について、三大都市圏（首都圏・関西圏・中京圏）等のテレビ番組や新聞、雑誌、We b等（以下「メディア」という。）に取り上げられるよう、メディア等に対する情報発信等のパブリシティ活動を行うとともに、上記情報がメディアを通じて全国に発信されるよう、メディアへの旬な話題等の情報提供や取材招致などのメディア取材招致活動を行う。

### (3) 業務内容

#### I メディアへのパブリシティ活動

##### ①パブリシティ活動にかかる企画・提案

##### ア PR統括責任者等の配置

- ・パブリシティ活動の情報整理、企画や提案、PR活動などの業務を統括する責任者（以下「PR統括責任者」という。）を1名配置すること

##### イ パブリシティ活動の企画・提案

- ・パブリシティ活動の実施にあたり、以下の項目について企画するとともに県に対して提案すること

(ア) メディアのニーズ（取り上げられやすい項目・内容、時期等）およびメディアニーズに応じたニュース性のある福井県の素材

(イ) メディアに取り上げられるよう掘り起こす福井県の対象素材例およびその素材のメディアへのPR用の資料例、その素材例に応じたターゲット（視聴者、読者等）

(ウ) 県がプレスリリースする項目のうち、三大都市圏等のメディアに取り上げられやすい項目

(エ) (ア)～(ウ)の項目、素材については、下記に関する事項を含めること

- ・関西圏における北陸新幹線早期全線開業に向けた理解促進
- ・中京圏における中部縦貫自動車道の県内全線開通の認知度向上

(オ) プレスリリースの内容の編成例（独自性、先進性や他地域との優位性等の記載）

(カ) メディアへの年間活動計画

(キ) 県内の観光団体および観光事業者等の広報や情報発信力の向上のための取り組み

(ク) メディアミックスによる計画的なPRおよび発信情報の継続したWe b等への掲載方法

## ②メディアに対するパブリシティ活動

### ア プレスリリースの作成

- ・福井県の観光等の素材が旬や話題となっている時期またはその以前に、メディアに対してプレスリリースを行うこと
- ・メディアのニーズや年間活動計画に基づき、プレスリリースの原案を作成すること
- ・県が実施するプレスリリースのうち、メディアに取り上げられやすい項目について、独自性等のある情報等を盛り込んだプレスリリースを行うこと

### イ プレスリリースの配信等

- ・受託者が作成したプレスリリースは、受託者のネットワークを活用し、メディアや関係機関等に効率的・効果的に情報提供すること

### ウ プレスリリースのフォロー

- ・プレスリリース後に、プレスリリースの内容に応じて、取り上げられやすいメディアを選定し、関係者等に直接プレスリリースの内容を説明するなど、フォローを実施すること  
また、必要に応じて、県の関係者等とメディアを訪問し、説明を行うなど必要な調整を行うこと

### エ メディア関係者へのPR活動

- ・新規のメディアの開拓を行うこと
- ・県が別途行う誘客プロモーションや各種事業について、ふくいブームが創出されるようメディア関係者にPRや働きかけを行うこと
- ・受託者のネットワークを活用し、県の関係者等がメディアに対して事業のPR活動を行えるよう、訪問に同行するとともに必要な調整を行うこと
- ・メディアに対して、必要なフォローを行うこと

## ③メディアリストの作成

- ・プレスリリースの提供先、訪問活動先等のメディアリストを作成すること
- ・メディアリストは、随時追加し、更新すること

## II メディア取材招致活動

### ①メディア取材招致活動の企画・提案

#### ア メディア取材招致活動にかかる企画・提案

- ・取材招致活動の実施にあたり、以下の項目について企画するとともに県に対して提案すること
  - (ア) メディアのニーズ（取り上げられやすい素材・内容、時期等）
  - (イ) メディアニーズに応じたニュース性のある素材（人物含む）
  - (ウ) 取材招致の年間活動計画

### ②メディアに対する取材招致活動

#### ア メディアへの取材招致活動

- ・メディアの本県への取材希望がある場合、必要に応じて取材先の選定・行程の確認など、取材にあたっての各種コーディネートを行うこと
- ・取材にかかる支援（取材支援費等）内容をまとめた資料を作成し、メディアに対して説明すること
- ・メディアの取材にあたっては、本県のイメージアップにつながるよう、取材時または取材時前後において、取材者等に適切な対応を行うこと

#### イ メディアの取材に対する支援（取材支援費）

- ・メディアの取材に対する支援として、1件当たり30万円を上限として支援を行うこと。なお、取材者1人当たりの1泊の宿泊費の上限は1万5千円とすること。ただし、PR効果が高いなどの特段の事情がある場合、個別案件ごとに取材支援費の上限等について、事前に誘客推進課に協議し、変更することができる。
- ・支援の対象経費は、交通費（車の借り上げを含む。）、宿泊費、取材にかかる経費（施設入場料、ガイド料、食糧費（ただし、記事等の制作に必要な場合のみとする。）、機材運搬費、その他取材において特に認められる経費の一部または全部）  
なお、取材のための来県が困難で、三大都市圏等での撮影を希望し、本県のPRに資する露出が見込まれる場合（アンテナショップでの撮影、スタジオ収録等）は、事前に誘客推進課と協議のうえ、上記の対象経費に加えて、物品購入費（撮影用等の物品、視聴者等へのプレゼント企画用の物品等およびそれら搬送にかかる経費）、映像の使用料などを対象経費とする。
- ・受託者は支援する経費等について、メディアから申請書等の提出を受け、審査のうえ決定すること
- ・支援の支払については、番組放送や記事掲載等が実施された後、メディア等からの請求書に基づき、受託者は金額、内容を確認のうえ支払いを行うものとする。なお、取材と露出が年度を越える場合は、メディアからの確認書の提出を受け、県と協議し、認められる経費を支払うこと
- ・天災等のやむを得ない事情により、予定していた番組放送や記事掲載等が延期された場合は、県と協議し、認められる経費を支払うこと
- ・取材支援費は1,000万円を上限とし、支給実績（支給見込みを含む。）に応じて、減額等の契約変更を行うこととする。なお、取材支援費が1,000万円を上回ると見込まれる場合は、あらかじめ県と協議すること

#### ウ メディア関係者へのPR活動

- ・新規のメディアの開拓を行うこと
- ・受託者のネットワークを活用し、県の関係者等がメディアに対して事業のPR活動を行えるよう、訪問に同行するとともに必要な調整を行うこと
- ・メディアに対して、必要なフォローを行うこと

### III 独自事業

- ・（3）IおよびII以外で、受託者において実施する独自事業があれば提案すること。なお、独自事業についても契約金額に含めて実施すること

### IV その他

#### ①活動成果

##### ア メディアへのパブリシティ活動（メディア取材招致活動による成果を含む）

- ・各メディアでの露出件数の合計は1,400件以上とすること
- ・メディアの露出について、広告費換算で14億円を上回ること

##### イ メディア取材招致活動

- ・メディアの取材招致件数の合計は33件以上を目指すこと。なお、来県が困難な場合で、三大都市圏等での撮影を希望し、本県のPRに資する露出（アンテナショップでの撮影、スタジオ収録等）を含む。

- ・ただし、テレビや雑誌等に露出しなかった場合は件数に含まない。（取材と露出が年度を越える場合は、県と協議すること。）

#### ②企画提案会議の開催

- ・受託者は四半期に1回、原則として福井県庁において企画提案会議を開催すること
- ・企画提案会議においては、パブリシティ活動およびメディア招致活動の実績および予定、(3) I ①イに基づく県への提案、メディア取材招致活動、県の他のPR業務に対する本業務の観点からの提案等について協議すること

#### ③情報発信施策間連携への協力

- ・県の情報発信施策の連携に資するよう、受託者は誘客推進課の要請に基づき、他のPR業務受託者との事業調整や受託事業に関する資料の作成等を行うこと

#### ④業務報告

##### ア 委託業務実績報告

- ・下記の月例業務報告のまとめおよび(3) I ③のメディアリスト、(3) IV②の企画提案会議の概要等を取りまとめるうえ、実績報告書を作成し、電子データ一式とともに提出すること

##### イ 月例業務報告

- ・メディアへのパブリシティ活動およびメディア取材招致活動等について、毎月の活動実績を翌月の10日までにとりまとめるうえ提出すること

##### ウ メディアへのパブリシティ活動

- ・以下の項目を毎月の活動実績として報告すること
  - (ア) 露出報道、記事等クリッピング集
  - (イ) 露出記事等の一覧表（広告費換算含む）
  - (ウ) プレスリリースとその配信先
  - (エ) メディアへのフォローおよびPR活動先

##### エ メディア取材招致活動

- ・以下の項目を毎月の活動実績として報告すること
  - (ア) 放送番組、掲載記事等クリッピング集
  - (イ) 掲載記事等の一覧表（広告費換算含む）
  - (ウ) 取材メディアの実績と取材支援額
  - (エ) メディアへのPR活動先

##### オ モニター調査

- ・本業務による成果を問わず、「福井県」が話題して取り上げられたテレビ番組について放送日時、テレビ局、テレビ番組、放送概要をとりまとめた資料を毎月、提出すること

#### (4) 履行期限 令和9年3月31日（水）

##### <スケジュール>

令和8年	3月	企画提案公募
	4月～	企画提案審査、事業者特定、事業実施
令和9年	2月頃	取材支援費の支給実績等に応じた変更契約

## (5) 成果品

- ・実績報告書、収支決算書 各5部
  - ・本業務において作成した資料等
  - ・その他福井県と決定受託者が合意の上、成果品として提出を求めるもの
- ※紙で作成する成果物については、電子データでも1部納品するものとする。

## 2 参加資格

次の要件を満たす者であること

- (1) 福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第146条に規定する競争入札参加資格を有していること

ただし、後段3(3)に定める応募登録票提出時に競争入札参加資格を有していない場合においても、本県に対して地方自治法施行令第167条の5および福井県財務規則第146条に規定する競争入札参加資格審査に関する申請を提出済みであれば、当該項目について参加資格を有するものとして取り扱うこととし、競争入札参加資格審査の結果、資格がないと認められた時点において本件に関する参加資格を喪失するものとする。

※競争入札参加資格審査申請書様式は、福井県会計局会計課のホームページからダウンロードできる。

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kaikei/sinsei.html>

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団またはその利益となる活動を行う者でないこと
- (5) 国税または地方税を滞納していない者であること

## 3 手続き等

- (1) 業務担当課

〒910-0005 福井県福井市大手3丁目17-1

福井県交流文化部誘客推進課 担当 土田

電話 0776-20-0762

E-mail [yuukyaku@pref.fukui.lg.jp](mailto:yuukyaku@pref.fukui.lg.jp)

- (2) 説明会の実施の有無、日時および場所等

説明会は実施しない

- (3) 応募登録票の提出期限、場所および方法

企画提案書を提出しようとする者は、次のとおり知事に申請し、受審資格の認定を受けなければならない。

### ①提出書類

応募登録票（様式1）に次の書類を添付し、提出すること

- ・競争入札参加資格通知書の写し

競争入札参加資格を得ていない場合は「物品等競争入札参加資格審査申請書」の写しを添付し、資格を得た時点で速やかに提出すること

## ②提出期限

令和8年3月27日（金）17時15分

## ③受付時間

令和8年3月18日（水）から同年3月27日（金）の8時30分から17時15分まで

ただし、日曜日、土曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。

## ④提出方法

上記（1）まで郵送またはメールすること（提出期限までの到達が必須）

## ⑤受審資格認定結果の通知

受審資格の認定は令和8年4月1日（水）までに行い、書面により申請者に通知する。

## （4）企画提案書の提出期限、場所および方法

### ①提出書類

・様式2 1部

・次のア～キの内容を盛り込んだ企画提案書 7部

※企画提案書はA4ヨコ、上部2か所ホチキス止め、片面印刷、背表紙等不要

ア 業務内容に関する具体的な企画案

上記1（3）に関する事業提案内容とし、以下の事項は必ず記載すること

- ・PR統括責任者の経歴と実績
- ・パブリシティ活動にかかる企画（メディアのニーズ、想定する素材の掘り起こしの例、具体的な掘り起こし活動例、プレスリリースの編成例、県内の観光団体および観光事業者等の広報や情報発信力の向上のための取り組み例、新幹線福井・敦賀開業後の効果的な情報発信の例等）
- ・プレスリリースの作成、配信、フォローおよびメディア関係者へのPR活動に関する内容
- ・メディア招致活動にかかる企画（最近のメディアのニーズおよびトレンド、想定する素材の掘り起こしの例、活動計画）
- ・想定する取材招致候補と各広告費換算の効果、メディア関係者へのPR活動等に関する内容
- ・モニター調査の実施方法およびとりまとめ資料の例

イ パブリシティ活動およびメディア招致活動にかかる広告費換算の効果と算出方法

ウ 実施スケジュール、業務実施体制

エ 企画提案者の概要等（企画提案者の概要、担当者の氏名および連絡先）

オ 同規模の事業を実施したことがある場合はその実績

カ 参考見積（概算）

業務の実施に当たり、パブリシティ活動およびメディア招致活動にかかる経費およびその他の経費（会議・打ち合わせにかかる経費、郵送費、報告書の作成等にかかる経費等）は契約金額に含まれることとし、参考見積にはそれらの経費を盛り込んで提案すること

キ 再委託等の有無および予定

## ②提出期限

令和8年4月1日（水）12時00分

## ③受付時間

令和8年3月18日（水）から同年4月1日（水）の8時30分から17時15分まで

（※4月1日は12時00分まで）

ただし、日曜日、土曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。

#### ④提出方法

上記（１）まで持参または郵送すること（郵送の場合であっても、提出期限までに企画提案書の到達が必須）なお、提出された書類は返却しない。

#### （５）質問

本企画競争および説明書に関し質問がある場合には、質問票（様式３）に記載の上、上記（１）までメールにて送付すること

##### ①受付期間

令和８年３月１８日（水）から同年３月２７日（金）まで（※３月２７日は１７時１５分まで）ただし、日曜日、土曜日および国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）第３条に規定する休日を除く。

##### ②質問に関する回答

質問に対する回答は、メールにて行う。

#### ４ 契約方法等

次の手順による。

（１）提出された企画内容について、企画提案者によるプレゼンテーションを実施する。プレゼンテーションは令和８年４月上旬に福井市内にて実施予定で、日程、場所は別途通知する。（場合によりオンラインまたは対面によるプレゼンテーションを実施する。）

（２）県は企画提案書およびプレゼンテーションの内容を審査した上で契約予定者を決定する。評価は、以下の基準により行う。なお、評価基準の配点等の質問は、一切受け付けない。

- ①業務の目的・内容の理解
- ②メディアへのパブリシティ活動の内容
- ③メディア取材招致活動の内容
- ④想定広告費換算等の事業効果
- ⑤実施スケジュール
- ⑥実施体制
- ⑦経費

（３）審査結果は、採用・不採用いずれの場合も書面にて提案者に通知する。

（４）契約予定者は、県が指定する期日までに正式な見積書を提出する。

（５）見積書の内容を精査の上、県と契約者とで随意契約により契約を締結する。なお、令和９年度の契約継続を保証するものではないことに留意すること

#### ５ 契約金額の上限

契約金額の上限は４８，０００千円（消費税込）とする。

#### ６ 企画提案書等の情報公開

企画提案者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合があること、また、県民等からの情報公開の請求に応じて、企画提案書その他の関係資料の情報公開を行う場合があることを了知の上で応募すること

#### ７ その他の留意事項

（１）手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限る。

- (2) 提出期限までに企画提案書が到達しなかった場合は、いかなる理由をもっても企画競争に参加できない。
- (3) 企画提案書の差し替えおよび再提出は、原則認めない。
- (4) 提出された企画提案書の内容について、必要に応じてヒアリングを行うことがある。
- (5) 企画提案書の作成および提出にかかる経費は提案者の負担とする。
- (6) 業務の実施に当たって必要な打ち合わせにかかる経費や郵送費、報告書の作成等にかかる経費等は契約金額に含まれることとし、参考見積にはそれらの経費を盛り込んで提案すること
- (7) 提出された企画提案書は、当該企画提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- (8) 適当な企画提案書がない場合は、中止またはその他の方法によることがある。
- (9) 事業実施者が特定された場合には、業務担当課職員と十分協議を行いながら事業を進めること
- (10) 制作物等の所有権、著作権等の全ての権利は、県に帰属するものとする。
- (11) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った企画提案者に対して指名停止を行うことがある。
- (12) 企画提案書が特定されたものは、企画競争実施の結果、最適なものとして特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続きの完了までは、県との契約関係を生じるものではない。